

平成26年度第4回瑞浪市子ども・子育て会議議事録

平成26年12月24日 13:30～

瑞浪市総合文化センター 視聴覚室

出席委員：酒井委員、橋本委員、楯委員、各務委員、出村委員、岩垣委員、小倉委員、竹内委員

渡邊委員、小栗委員、安達委員、石川委員、山内委員、岡崎委員、稲垣委員、足立委員

欠席委員：永島委員、伊藤委員、北原委員、遠山委員

傍聴人：なし

事務局：伊藤民生部長、正村民生部次長、安部係長、日比野主査

事業計画委託業者：(株)名豊 糸魚川氏

1. あいさつ（会長）

皆さんお忙しい中、また寒い中お集まりいただきありがとうございました。

今回の会議は第4回ということで、いよいよ大詰めになってまいりました。今日は、協議していただく資料皆さんにもお配りしてあると思いますが、それをもとに、章ごとに説明をしていただいて、忌憚のないご意見をお願いします。とくに、第3章のところは、前回、基本理念のあたりで皆さんからいろいろなご意見をいただいて、事務局で案をつくっていただきましたので、とくに第3章はご意見をいただきたいと思います。

事務局の説明が中心になると思いますが、皆さんのそれぞれの立場やお考えをもっておみえになりますので、この計画に皆さんの意見が入っていくように、どんどんご意見をいっていただいて、よい事業計画ができればというように思っております。

今日はクリスマスイブの日ですので、できるだけ早く終わらせたいと思いますので、よろしくお祈りしたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

2. 議題

(1) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について

【第1章について事務局より資料説明】

会長：いかがでしょうか。よろしいですか。何かご意見があれば出していただきたいのですが。

委員：認定こども園という言葉が出てきますが、どのような施設なのか、どのようなところなのかよくわからなくて、次の3ページには、語句に注釈が付いているので、それと同じように認定こども園も注釈を付けていただきたいです。

就学前の子どもさんに教育・保育の提供をするということですが、瑞浪市の中には、認定こども園はありますか。

事務局：瑞浪市には、認定こども園というものは現在ございません。新制度の目玉ではないですけれども、幼稚園と保育所の両方の機能を備えているのが、認定こども園です。

新制度では、全国的に認定こども園の普及を図っていますが、まだ認定こども園は一般の方には馴染みがないので、このような語句には、解説というか注釈を付けるようにいたします

ので、よろしく申し上げます。

委員：注釈があったほうがわかりやすいかと思います。

事務局：そうですね。認定こども園に限らず、わかりづらいと思われる語句につきましては、注釈を付けるようにいたします。

会長：瑞浪市は認定こども園ではなく、幼稚園ですね。

事務局：そうですね。法的には、就学前の子どもの施設は、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育という分けになります。幼稚園は法的には施設分類の中にありませんが、保育所でもあり幼稚園でもあるという位置づけになります。

会長：市民の方は、わからないかもしれませんので、注釈をお願いします。

事務局：分かりました。

会長：その他はよろしいですか。それでは次にいきたいと思います。

【第2章について事務局より資料説明】

会長：現状と課題ということで、2つに分けて記載してありますが、何かもっと付け加えたほうがよいような事はありませんか。

委員：付け加えるわけではないですが、見やすさという部分で、『(1) 人口の推移と推計』というところで、グラフが2ページにわたってあるので、1ページに2つ入れると、説明文とグラフと合わせて見ていけるので、少し見やすいのではないかなと思いました。

もう1つは、10ページのところで、子どもの世代や親の世代というところで、わかりやすいようにグラフに丸印が打ってありますが、55歳から64歳で労働率が下がるという説明に対して、その部分は丸が打っていないので、ポイントとして入れるなら、そこにも丸印を入れたいほうがよいのではないかなと思いました。

事務局：そのようにさせていただきたいと思います。

委員：24ページで、ADSDはADHDではないでしょうか。

あと、24ページ1行目の「近年、幼稚園・保育所・・・周辺域の児童または子どもたち・・・」という表現ですが、児童と子どもたちを区別した意図的な意味はありますか。

事務局：文章自体が、少し意味がおかしいので、児童または子どもたちも含めてこれは直したいと思います。あとADSDはADHDに訂正いたします。

会長：その他よろしいでしょうか。

委員：24ページのところですけれども、1番最後にある「子どもが相談しやすい体制をつくる」というところですが、保護者の理解と、保護者が子どもの姿を理解した上で、困りから向き合える姿勢をつくってもらいたいと思うので、子どもだけが相談しやすいということではないように、文章を直していただくことはできませんでしょうか。

事務局：はい、わかりました。私も今、子どもが相談しやすい体制というのが、違和感があったのでこちらも直したいと思います。

委員：随所に「児童」という言葉が使ってあって、「乳児」、「幼児」、「児童」をどのように使い分けをしたらよいのかと思いましたので、23ページから見直していただけるとよいかと思います。

それから、23ページですけれども、『(1) 母子の健康の確保及び増進』の現状と課題の中で、瑞浪市では子育て支援センターがあります。子育て支援センターの事業の中で、子育ての不安解消をするための相談や遊びの提供や発達についての取り組みがあります。

事務局：『母子の健康の確保及び増進』については、子育て支援センターで取り組んでいる事業の前の段階を指しているかなと思います。

子育て支援センターの取り組みは、『(1) 母子の健康の確保及び増進』ではなくて、『(3) 地域における子育ての支援』のほうに入ると思います。

委員：『(3) 地域における子育て支援』については、4行目の「また、子どもの教育・保育においては、・・・」からの文章が少し気になりました。現状と課題ということになると、何を言おうとしているのか分かりづらいのですが、説明していただけますか。

事務局：幼児期の教育・保育は、とても大切ですと訴えたい内容になっています。

委員：この文章の終わりのほうにも「また」と出てくるので、分かりづらくなっているのではないのでしょうか。

事務局：わかりました。次の「また」は削除します。

会長：その他よいですか。では、3章にいきたいと思います。

【第3章について事務局より資料説明】

会長：基本理念ところの下線が引いてあるところがありますが、その文章については、委員の皆さんの意見を反映させているものになりますので、ご意見をいただきたいと思います。

委員：この基本理念の中に「誇りが持てる子どもと子育て」と書いてあるのですが、これを読んだ時に、何をもちて誇りがもてるというように感じられるのか、誰から見て「誇りが持てる子どもと子育て」になるのかと思います。

とても良い言葉なのだけれど、親の目線からすると重いと思ってしまって、自分の子どもにもいろいろ聞いてみたのですが、親が思う誇りと子どもが思うものは違うのではないかと言われてしまいました。

私の子どもが言ったのは、親が誇りに思うことは、ある意味子どもにとっては親のおごりではないのかと言われてしまったので、その辺りで誰からみて誇りが持てるということなのか聞きたいと思いました。

会長：この主旨は、子どもも親も誇りが持てるという、子どもも自分に誇りを持って、親も自分の子育てに誇りが持てる、そして笑顔に繋げる、そのような意味ではないかと思いました。あまり誇りが持てないとなると困りますね。

委員：個人によって違うと思いますし、61ページのところには、「子どもと子育てにやさしいまちづくり」とあったので、そのような施策を実施するというのであれば良いと思いますが、なかなか私には敷居が高すぎてどうなのかと思います。

会長：基本理念は、大事なところですので、皆さんのご意見をいただきたいと思います。小さいお子さんを持つお母さん方はどうでしょうか。

委員：「誇りが持てる」は素敵な言葉なのですが、やはり重いという感じがあります。自分の子育てに誇りを持つとは、なかなか考えづらいので、もう少しレベルを下げた言葉のほうがよいです。

一般のママとの目線に入ってきて、「自信」などに言葉に変えて、本当にレベルの違いなのですけれども、もう少しわかりやすくしたほうがよいです。私も自信等なら、「今日はあまり怒らなかった」、「冷静に叱れた」など、そのように考えやすいかなと思います。

委員：「持てる」というイメージはなかなか難しいです。

会長：何か他はございませんか。今、「誇り」が重すぎるということで、「自信」はどうかということですが。

副会長：この言葉を読ませていただいて、少し長いかなと思いました。「笑顔が満ちる子どもと子育て」で、十分笑顔が出せる子育て、笑顔でいられる子育てという、親も子ども含んだ意味になると思うのですが、どうでしょうか。

委員：私も子育て中で、誇りというのは育てている最中はあまり考えないです。子どもが大人になって初めて「自分の子育ては、何とかがんばってきてよかったな」と思うことだと思うので、育てているときは必死だと思います。

委員：私も副会長の意見に賛成です。「子どもと子育て」の前に、「みんなで・・・みんなで・・・」とあるので、大きな捉え方で「笑顔が満ちる」のほうがよいのではないかと思います。

会長：その他、どうでしょうか。

委員：やはり長いと思います。一生懸命、子育てをしているお母さんが、これを理解して、誇りを持ってやろうと思うと、何度も何度も読み返して、これを理解するというのは頭の中が混乱しそうです。

とても良い言葉だと思いますけれども、基本理念はもう少し短いほうがよいかと思います。

委員：笑顔が満ちているときは、きっと子どもも子育てもうまくいっている時で、困難になったときには笑顔になっていないはずなので、そのほうが分かりやすいかなと思います。あまり固いと母親の立場としては。

会長：下の言葉が長いということですね。すぐにわかるような言葉がよいということですね。「誇り」は無しで、「笑顔が満ちる」だけのほうがよいのではないかとありますが、事務局のほうはどうでしょうか。

事務局：基本理念は、委員のみなさんのご意見を反映させたいと思っていますので、長いということであれば、変えることは出来ます。

会長：皆さんの意見で、「誇り」となると少し重いということですので、変えるものは変えたほうがよいと思います。「誇り」に変わるものがありましたら出していただいて、その中から選びたいと思います。

委員：「子どもと子育て」というフレーズは、子ども・子育て会議なので残さなければいけないわけではないのですか。

「子どもと子育て」というのは、子ども本人のことと、子育てをしている親や環境を指していると思うのですが、皆さんがおっしゃっているように何度も読み返さないという意味を呑み込めない基本理念だのように思っていて、要するに、子どもを取り巻く環境という意味で、家庭だけではないですが、「笑顔が満ちる家庭」というのは、その環境が笑顔なのだということがイメージとしてわかりやすいと思います。

「子どもと子育て」というのを、この基本理念の中で必要がそんなにあるのかということはいさし思っておきまして、ただ、これを入れないといけないのであれば、大事なフレーズなのですが、基本理念に必ずしも入ってなくてもよいと思います。

委員：笑顔が満ちるというのは子どもにかかるのですか。それとも誇りが持てるが、持てるのは親のほうですか。

事務局：子どもも親も両方です。

委員：子どもも親も笑顔でありたいということですね。

委員：欲張り過ぎではないですか。子どもだけでよいのではないのでしょうか。親も笑顔にならないといけないということですか。

事務局：子育ては大変なことだけではなくて、楽しいことでもあるよというイメージで作っています。

委員：「誇り」はどちらにかかるのですか。

事務局：子ども自身も自分に誇りを持てる、それは、元を言えばお母さんが、子育てに誇りを持っている、その結果が、子どもが誇りを持っている、そのような意味で作っています。

委員：家族で議論して、「誇り」という言葉をもう一度調べ直して、調べた中には「自慢」とい

う意味もあって、そうすると自分の子どもを自慢するとなってくると、かなりなかなかでないし、内村君のようなオリンピック選手の家なら自慢させるかなと思います。

委員：自分に誇りを持てるようになった時に、子どもが10人いたら、みんな自分に誇りを持つてのりのかとなった時に、みんながみんな持っていると思えないので、とくに不安や精神的な悩みを抱えている子どもの方が絶対に多いと思います。

会長：そのような誇りが持てるように、家庭や地域やみんなで子育てをしていく姿を示していると思います。

委員：最終的に誇りが持てる子育てが出来れば良いということですよ。

会長：そのために、いろいろな子育て施策を実施していきますということですよ。

委員：今までの話を聞いていると、基本理念は壮大なものを目指すのか、身近なフレーズで分かりやすくしたほうが良いのか、どちらでしょうか。

委員：瑞浪市のみんなを対象にするのであれば、みなさんが、これが最終的なゴールであると賛同してもらえるようにしなければいけないと思います。分かりやすいほうが良いのでしょうか。

事務局：基本理念というのは、パッと目に付くものなので、なるべく分かりやすいほうがよいので、見ていてどのような意味かと思われぬように、すぐに理解してもらえるような言葉が良いと思います。

委員：代案として『みんなで守り、みんなで育む 子どもの笑顔』ではどうでしょう。少し短くしすぎかもしれませんが、子どもの笑顔のために親はとてものがんばっていたり、一緒にいるために仕事も調整したりということがあると思います。「子どもと子育て」というフレーズから「子育て」が抜けてしまうのですが、子どもの笑顔をクローズアップしたらどうかなと思います。

委員：「みんなで守る」と「みんなで育む」は並列ではないですよ。みんなで守り、みんなで育む、その次に、その具体的な対象があるはずですよ。

「自信」や「笑顔に満ちる子どもを育てる」、それから「子どもの笑顔」や、「笑顔が満ちる家庭」などという言葉が出てきますけれども、どれが良いでしょうか。

委員：『みんなで守り、みんなで育む 子どもの笑顔が満ちるまち』はどうでしょうか。

会長：最後の「まち」は「子育て」にしないといけませんか。

事務局：他の市だと「まち」とついている基本理念もあります。

委員：『みんなで守り、みんなで育む 笑顔が満ちる子育て』はどうでしょうか。

会長：今、いくつか委員から候補が挙がりました。「みんなで守り、みんなで育む」という大きなものがあって、次の言葉が、「子どもの笑顔が満ちる子育て」、これでは駄目ですか。

委員：「子育て」という言葉が、今、子どもを持って、子どもを育てている人だけをターゲットにしている感じがします。地域の方とかイメージ出来ないのではないのでしょうか。

副会長：地域の方というのは、「みんな」に入ると思います。

委員：「みんな」というのが、とても広い意味だなと思います。2回も「みんな」を使う必要はないのではないのでしょうか。

委員：逆にもう1回「みんな」を使って、『みんなで守り、みんなで育む、みんなの笑顔が満ちる子育て』と合せたほうが語呂が良い感じがします。

委員：そうですね。キャッチフレーズ的なものですから、語呂が良いほうが分かりやすいかもしれませんね。

会長：どうでしょうか。反対意見、異論がありましたら出していただきたいと思います。

委員：この資料に関連する言葉が、他には出ていないですか。ここの部分だけですか。

事務局：本文にもあります。下線の部分です。基本理念が変われば、必然的に他も変わります。

会長：では、先ほどの案でよろしいですか。『みんなで守り、みんなで育む みんなの笑顔が満ちる子育て』ということで。

【一同了承】

事務局：はい。ありがとうございます。

会長：では、そのようなことで、一度事務局のほうで、言葉等についてはまた、検討してください。では次の26ページですが、「基本的な視点」ということで、3つ掲げてあります。何かご意見はありますか。

委員：下線のところで、字が一文字抜けています。「が」が抜けています。

会長：下線は何故引いてあるのですか。

事務局：下線が引いてあるところは、前回の会議等で委員の皆さんから出していただいた意見を反映させているところになります。もちろん、完成版にはこの下線は無いです。

会長：下線部分はよいですか。その他でも結構ですが、何か気が付かれたことがありましたら出していただきたいと思います。

次の27ページは、「基本目標・施策の方向性」について、基本目標1、2、3、4まであります。

委員：質問ですが、28ページの基本目標2の「(1) 就学前教育・保育」の「①幼保一体化の推進」の部分で、国が認定こども園を推進している中で、認定こども園と幼児園の違いについては、多分、管轄が違うと思うのですが、幼稚園が文部科学省で、保育園が厚生労働省で、認定こども園は内閣府の管轄になっていると思うのですが、そのあたりも踏まえた中で、瑞浪市が幼児園を推進し続けていく理由というのは何ですか。

委員：今後も引き続きと書いてあります。国は認定こども園の推進をしています。ですが、瑞浪市は認定こども園ではなく、幼児園により幼保一体化を推進していきたいとする理由ですね。

事務局：まず、認定こども園と今の幼稚園、保育園の違いですが、認定こども園につきましては、前から認定こども園という制度はありました。今回、新しい子ども・子育て関連三法の制定がされたことによりまして、認定こども園の促進が国のほうで図られるということになっております。

先ほど説明していただいたとおり、認定こども園の管轄は、いままでの文部科学省、厚生労働省の垣根を取り払うということで、内閣府の担当になります。瑞浪市の場合は、幼保一体化という取り組みを、平成16年から、既に段階的にですが取り入れてきております。平成26年度からすべての公立幼児園で幼保の合同活動を行っております。

その内容としましては、認定こども園と幼児園でどう違うのかというところがありますが、瑞浪市で行っている幼保一体化の取り組みは、今度、新たにできる認定こども園の幼保連携型という認定こども園の形になります。活動内容としては、ほとんど変わりません。

瑞浪市の場合は平成16年度からの実施ということですが、これにあたっては、国に特区申請をして認可をされたものになっております。瑞浪市としては、この取り組みを10年近く取り組んできて、保護者の方からも理解をいただいておりますし、順調に運営がされておりますので、あえて認定こども園に移行する必要はないということで、引き続き瑞浪市としては幼保一体化の中で行っていくということです。今後の方針としても、今の取り組みをそのまま引き続き行っていくこととしております。

会長：難しいですね。では、基本目標2はよろしいですか。次に基本目標3にいいますが、「助け合う子育て 支え合う親育ち 安心できるまちづくり」ということで、基本目標3が挙げられております。いろいろな事業がありますがよろしいですか。

次に、基本目標4に入ります。個々の家庭の特性に応じた、きめ細やかな支援ということ

ですが、いかがでしょうか。

委員：「(1) 児童虐待防止対策の充実」で、内容をみると、1つ目の養育支援訪問事業は、養育支援法を重んじようということで、養育について支援が必要である方を対象としている事業だと思います。

2つ目はショートステイ事業ということで、これは出産やご家族の病気など、社会的事由で養護教育できない方を助けるという事業だと思いますが、この2つが目玉の事業となると、児童虐待防止対策としては、少し違和感があります。

もし、児童虐待防止ということをメインとするならば、瑞浪市にある要保護児童の対策地域協議会での連携というか、そこでのことを書いていただく、或いは家庭児童相談員の方もみえると思いますので、相談体制を充実させるというような書き方をさせていただいたほうが良いと思います。

事務局：おっしゃられた通りだと思います。ここに具体的な事業がありますが、これ以外にもたくさん事業はあるのですが、国が示している子育ての支援事業をとりあえず挙げさせていただいております。

会長：(1)の児童虐待防止対策の文言を変えるということですか。それとも事業項目を増やすということですか。

事務局：児童虐待防止対策の文言の部分を変えたいと思います。

委員：基本目標3の「(1) ③保育園一時預かり事業」とありますが、もしも、今後、私立幼稚園がこの制度になったときに、今やっている預かり保育が、この預かり事業にあたると思うので、できれば保育園という限られた書き方を取り除いていただけるとありがたいと思います。

これを見てしまうと、保育園だけに限られてしまうようなものになってしまいます。

事務局：これは保育園に限った事業になりますので、保育園と載せておきますのでよろしくお願いします。

委員：私立幼稚園が新制度に入ると、現在、私学助成を受けているものが、市からの助成に変わるというように聞いていまして、その部分がこの一時預かり事業にあたるのではないかと思いますのですがどうですか。

事務局：一時預かり事業については、保育園と、幼稚園が別にあります。幼稚園のほうは、まだ具体的に方向性が出ていないものですから、なかなかここに方向性が載せられないという意味で載せてはいないです。

委員：わかりました。

委員：33ページで、「(4) 生活困窮家庭への支援」の3行目に、「本市においても、社会福祉協議会や民生委員など・・・」と書いてありますが、ここについては、主任児童委員の方も入れていただくとよいかと思います。児童という名前が付いてますし、実際やっているのです。

事務局：わかりました。

棚名豊：先ほどの「養育支援訪問事業」の補足ではございますが、もともと国のほうから、法定化事業ということで、養育支援訪問事業が出てきておりました。その関係がありまして、児童虐待防止対策ということで、養育支援訪問事業を位置付けておりますが、国からの最新の情報では、養育支援訪問事業に、「子どもを見守るネットワーク事業」をプラスしているということで、要保護児童対策地域協議会が位置づけられておりますので、基本的には児童虐待防止対策のタイトルはそのままにして、中の書き込みの部分に要保護児童対策地域協議会の部分を入れる形のほうがよろしいかと思います。

委員：そうしてもらえるとありがたいと思います。

会長：ありがとうございました。それでは第4章に入ります。

【第4章について事務局より資料説明】

会長：説明をしていただきましたが、今後の見通し或いはそれぞれの施設構成や事業の見通し等について説明がありましたが、ご質問はありませんか。

委員：誤字だと思いますが、48ページの地域子育て支援事業の表の数値の単位が「月間」となっていますがこれは「年間」の間違いではないでしょうか。

事務局：「年間」に訂正します。

会長：あとそれぞれのお立場で何かご意見がありましたらお願いします。

委員：学童保育の件で、46ページになりますが、今後の方向性という中で、1年生から6年生までを対象となっているのですが、夏休みや臨時での需要が本当に多いものですから、6年生まで対象になってはいますが、受け入れ体制がまだ現状としては厳しいので、実際の現場としてはかなり厳しい部分があることだけは、この場をお借りしてお伝えしたいです。

それから、前にもお話しさせていただきましたが、指導員という名前になっているのですが、58ページの、保育所や幼稚園、小学校などの連携の部分で、学童も交流はもちろん図られているのですが、なかなかそのようなところに、子どもを見守っていく指導者として、明確に含まれると、切れ目のない支援というところで私たちもお役に立ちたいと思っておりますので、この部分だけはお伝えしたいと思います。

会長：学童や児童館など、そのようなところを放課後利用する子は多いのですか。

委員：今後の方向性として、現在、1か所で地区全部の待機児童をなくすということでやられているのですが、それが現場としては受け入れたいのですが、難しい部分もあり、これからの課題にはなってくるかと気にしております。

会長：今後の方向性のところで、学童は、施設の関係、指導員の関係ですべての要望を受け入れられないという現状ですね。

事務局：今後の方向性でそれを書いています。

委員：私たちが本来目的としている親と子の時間を増やしていく部分のズレもやはり正直出てきているので、6年生までを対象としている中で、くじ引きで1年生でも利用できないような現状もある中、6年生を受け入れることを対象としていることのメリットとデメリットも出てくるので、現場に応じた対応を委ねるような感じのニュアンスを一言いただければと思います。

低学年から優先させていただきたいような部分が、各学童で委ねられてはいるのですが、条例化に伴う「新基準のもと」と書いてあるので、新基準の中でその辺りをうまくやっていたければと思います。

会長：これから行政主導で、そのような子も受け入れるような事業所の拡大をするなど、そのようなことができるかどうか。

委員：夏休みというのが本当に、どこの学童クラブも課題になっていまして、夏休みは、いろいろな子どもたちが来るので、臨時の開所だけでも、例えば季節開所のような、そのような季節開所に対する支援も、これからも継続していただくとありがたいと思っております。

会長：これは今後の課題、或いは、すべて受け入れることも課題になると思います。

事務局：季節学童に対する支援については、引き続きというかたちで計画に書けると思います。一応、今後の方向性なので、課題ばかり書いてしまうと何かおかしくなってしまうような気がするのですが。

会長：ご意見を尊重していただいて考えてください。

事務局：わかりました。

会長：その他、どうでしょうか。よろしいでしょうか。では、最後の5章について説明をお願いします。

【第5章、参考資料について事務局より資料説明】

(質問・意見なし)

会長：無事今日の議題は終わりました。ありがとうございました。